

沼田市賃上げ促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、経済の好循環に寄与することを目的として、ぐんま賃上げ促進支援金（ぐんま賃上げ促進支援金支給要綱（令和8年4月28日付け労第30330-1号）の規定によるぐんま賃上げ促進支援金をいう。以下「県支援金」という。）の支給の決定を受けた市内の中小企業等に対し、予算の範囲内において交付する沼田市賃上げ促進支援金（以下「支援金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、県支援金の支給決定を受けた者で、市内に本社若しくは主たる事業所があること又は支社若しくは営業所等の事業所があること。

(交付金額等)

第3条 交付対象者に係る従業員1人当たりの交付金額は、最大1万円とし、申請上限人数は、第1期（令和8年1月1日から令和8年8月31日賃上げ分）及び第2期（令和8年9月1日から令和8年12月31日賃上げ分）について、それぞれ最大40人分とする。

(支援金の申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに沼田市賃上げ促進支援金申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 第1期 令和8年9月30日

(2) 第2期 令和9年1月31日

(交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する沼田市賃上げ促進支援金申請書兼請求書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、沼田市賃上げ促進支援金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(情報の提供)

第6条 市長は、沼田市賃上げ促進支援金申請書兼請求書に記載された情報及び審査内容について、群馬県の求めに応じて情報提供することができる。

(支援金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、支援金の返還を求めるものとする。

(証拠書類の保管)

第8条 支援金の支給を受けた者は、当該支援金に係る経理について、当該支援金の支給の原因である事実を明確にした証拠書類を、当該支援金の支給を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。